

令和8年度福岡県介護D X支援事業費補助金

実施要領

○申請受付期間 令和8年7月24日（金）～令和8年8月31日（月）まで

※郵送での提出書類については、**当日消印有効**

※消印のない「料金後納郵便」等で送付された場合は、提出先に到着した日を消印日とさせていただきますので、ご注意ください。

○書類の提出先

（１）委託先：麻生教育サービス株式会社

（２）提出先

ア：電子申請の提出先

<https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/r8dx-mail>

イ：郵送の提出先

〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街8-1 博多郵便局留

麻生教育サービス株式会社 介護D X支援事業費補助金事務局 宛

※電子受付完了後にWEB番号が付与されますので、封筒に記載してください。
(詳しくは、「WEB申請方法について」の13ページをご確認ください。)

○書類の提出方法 電子申請及び郵送

○問い合わせ先

本補助金のお問い合わせにつきましては、上記委託先までご連絡ください。

なお、お問い合わせにつきましては、原則WEB上にてご連絡いただきますようお願いいたします。

※お問い合わせ先

<https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/r8dx-inquiry>

※福岡県への直接のお問い合わせはお控えください。

1 事業の目的

福岡県内の介護事業者が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーの導入や定着を促進することにより、介護現場の生産性向上による職場環境の改善を図ることを目的とする。

2 対象事業所

福岡県内に所在する

- ・介護保険法上の介護サービスを実施する事業所
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

3 補助対象経費

A. 「TAIS」に掲載されている又はこれと機能等が同水準の介護テクノロジー 「TAIS」の介護業務支援に掲載されている又はこれと機能等が同水準のインカム ※介護ソフトを除く 【旧：介護ロボット】	・「福祉用具情報システム（(公財)テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。）」に掲載されている又はこれと機能等が同水準の機器等 ・「TAIS」の介護業務支援に掲載されている又はこれと機能等が同水準のインカム (掲載先： https://www.techno-tais.jp/)
	①移乗支援、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援（インカム、介護ソフト以外）、⑦機能訓練支援、⑧食事・栄養管理支援、⑨認知症生活支援・認知症ケア支援、⑩インカム
	①～⑩の機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。ただし、通信費は補助対象外とする。
	〈機器等の導入に付帯して必要となる経費の例〉 ・介護テクノロジーの利用にともなって導入する機器（例：見守り機器の導入に伴うカメラ、サーバー、PC、タブレット端末 等） ・介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築 等）

B. 「TAIS」に介護テクノロジーとして掲載されていないその他の機器	Aによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断される機器等 〈「その他」と認められる機器〉 ・移乗や移動を支援する機器であり「TAIS」に介護テクノロジーとして掲載されていない機器 (床走行式リフト、天井吊り下げリフト) ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器 (一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット 等) ・移乗支援の場面で使用する生産性向上に資する福祉用具 (スライディングボード、スライディングシート、スライディンググローブ、スリングシート 【NEW】) ・移乗支援の場面で使用する生産性向上に資する車いす (アームサポート・フットサポートの跳ね上げ・取り外し機能付き車いす、リクライニング型車いす、ティルト・リクライニング型車いす) 【NEW】 ※標準型車いすは補助対象外 ※「TAIS」で「モジュラ車いす」又は「姿勢変換機能付き車いす」として掲載されている車いすは、原則として補助対象とする。 (掲載先：https://www.techno-tais.jp/) ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末
C. バックオフィスソフト	Aによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断されるバックオフィスソフト (電子サインシステム、給与・勤怠管理等)
D. 「TAIS」に掲載されている又はこれと機能等が同水準の「介護ソフト」 【旧：ICT】	介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている（転記等の業務が発生しないものであること）介護ソフト。 なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせて一気通貫が実現できていれば補助対象とする。 ○「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。 ○別表①に定める事業所が導入する介護ソフトは、公益社団法人国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の結果において、「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていること、が確認できるものであること。 ○介護福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が導入する介護ソフトは、厚生労働省が

	提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的情報システム（LIFE）について掲載されている「CSV連携標準仕様書（LIFE）」に準じたCSVファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。 〈科学的介護情報システム（LIFE）について〉 （掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html） 〈ケアプランデータ連携システムベンダー試験完了結果〉 （掲載先：https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/） ○以下に対応するための改修に要する費用についても、補助対象となる。 ①一気通貫環境構築のために必要な改修 ②「ケアプランデータ連携標準仕様」に対応するための改修 ③「入退院時情報連携標準仕様」に対応するための改修 ④「訪問看護計画等標準仕様」に対応するための改修 ⑤厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を実装するための改修 ⑥「LIFE標準仕様」に対応するための改修 （令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様」） 介護ソフトの導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。ただし、通信費は補助対象外とする。 〈機器等の導入に付帯して必要となる経費の例〉 ・介護ソフトの利用にともなって導入するハードウェア（PC、タブレット端末、スマートフォン 等） ・介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築 等） ・介護ソフトの利用にともなって導入する保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費 等）
--	---

E. 介護テクノロジーのパッケージ型の導入	「TAIS」に掲載されている介護テクノロジー又は「介護業務支援」に分類されているテクノロジーと同水準の機器等のうち、「介護業務支援」に該当するテクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジー 導入機器には、以下の①及び②の機器を含める必要がある。 ①新規に導入する「「C.「TAIS」の『介護業務支援』に掲載又はこれと機能等が同水準に該当する介護ソフト」 ※導入済みの介護ソフトのライセンス追加等は不可 ②「A.「TAIS」に掲載されている又はこれと機能等が同水準の介護テクノロジー又はインカム」 ※新規導入、追加導入のどちらでも可 〈介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例〉 ・「介護業務支援（介護ソフト）」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション」に該当する機器 ・介護記録ソフト＋介護請求ソフト 等 ・介護ソフト＋インカム 等 機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。ただし、通信費は補助対象外とする。 〈機器等の導入に付帯して必要となる経費の例〉 ・介護テクノロジーの利用にともなって導入する機器（例：見守り機器の導入に伴うカメラ、サーバー、P C、タブレット端末 等） ・介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築 等）
F. 導入支援と一体的に行う業務改善支援	<u>A～Eによる介護テクノロジーの導入と一体的に行う場合の業務改善支援</u> ※業務改善支援のみの申請は不可。A～Eによりテクノロジーを導入する場合のみ、申請が可能。 〈対象〉 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けるための費用

【留意事項】

- ①本事業は、販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。また、開発に要する経費は補助対象外となる。
- ②過去に本県において採択した実績のある機器は、原則として補助対象とする。
〈採択機器一覧〉
(掲載先：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigodx.html>)
- ③機器等の導入に付帯して必要となる経費は、機器等の台数で按分して計算する。以下の計算シートにより算出し、申請すること。
〈補助対象経費算出シート〉
(掲載先：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigodx.html>)

4 他の補助金等との重複について

経済産業省が実施する「IT導入補助金」、福岡県が実施する「地域密着型施設等整備補助金（介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業）」等、国、都道府県がその他公的機関が実施する類似の補助金等の公的事業による補助を受けているもの又は受ける予定となっているものについては、本補助金の交付対象外となることに留意すること。

5 補助要件

標記補助金を申請するにあたっては、以下の要件を全て満たすこと。

【A～F（3 補助対象経費）共通】

①	A～E（3 補助対象経費）により、機器等を導入する場合、次の<u>いずれか</u>の支援を令和9年1月31日までに受けること。なお、過年度の支援では補助要件を満たさないため留意すること。 ア. 生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。 ※本支援を受けるための費用は、F（3 補助対象経費）の対象となる。 イ. 福岡県介護DX支援センター（以下、「センター」という。）が主催する介護業務効率化セミナーを受講すること。 ※令和8年度のセミナーについては、別途案内を行う。なお、セミナーは後日オンデマンド形式での配信を予定しており、申請後の視聴でも可能とする。 ※令和7年度に実施したセミナー動画の視聴でも可能とする。 〈福岡県介護DX支援センター〉 (掲載先：https://www.f-technology-supportcenter.jp/) ウ. 厚生労働省委託事業によるⅠ又はⅡの研修を受講すること。 Ⅰ. 「生産性向上ビギナーセミナー」及び「生産性向上フォローアップセミナー」 Ⅱ. 「デジタル中核人材養成研修」 ※「デジタル中核人材養成研修」は別途厚生労働省から案内予定。
②	別表②に定める事業所は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置すること。 (参考資料) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集 (掲載先：https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf)
③	別表①に定める事業所は、「ケアプランデータ連携システム」によりデータ連携を実施する又は実施していること。「データ連携を実施」とは、ケアプランデータ連携システムを利用して、ケアプランの送受信を行っている（または令和8年度中に予定している）ことをいう。 データ連携実績がない場合は補助要件を満たさないため留意すること。 〈ケアプランデータ連携システムヘルプデスクサポートサイト〉 (掲載先：https://www.careplan-renkei-support.jp/) ※ケアプランデータ連携システムの利用料が無料になるフリーパスキャンペーンが令和7年6月1日より開始されている。詳しくはキャンペーンサイトをご確認ください。 〈ケアプランデータ連携システムフリーパスキャンペーンサイト〉 (掲載先：https://www.careplan-renkei-support.jp/freepass/index.html)

④	本事業による機器等の導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること。
⑤	独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。 ※SECURITY ACTIONとは・・・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。詳しくは以下のホームページを確認すること。 ・本事業に申請する事業所向けの「SECURITY ACTION」特設ページ (掲載先：https://www.ipa.go.jp/security/security-action/kaigo-tech.html) ・「SECURITY ACTION」の概要説明、申込方法 (掲載先：https://www.ipa.go.jp/security/security-action/) ・「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」 (掲載先：https://www.ipa.go.jp/security/guide/sme/5minutes.html)
⑥	厚生労働省が発行する「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」、「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き」、「介護ソフトを選定・導入する際のポイント集」、「介護ロボット等のパッケージ導入モデル」、「介護現場で活用されるテクノロジー便覧」を参考に業務改善に取り組み、業務改善計画を作成すること。 なお、業務改善計画書の作成・提出方法については、補助金申請者に対し別途通知する。
⑦	科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence;LIFE（ライフ））による情報収集に協力すること。
⑧	厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。（厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。）
⑨	補助を受けた翌年度から3年間、業務改善計画に対する効果を報告すること。 ※補助金を受けた事業所に対し、翌年度から3年間の間、効果報告について依頼を行うため、必ず報告を行うこと。

【B, C (3 補助対象経費) のみ】 ※【A~F (3 補助対象経費) 共通】の①~⑨に加えて、次の要件を満たすこと。

①	その他の機器の導入と併せて「TAIS」に介護テクノロジーとして掲載されている機器を導入する、又は既に「TAIS」に介護テクノロジーとして掲載されている機器を導入していること。ただし、以下に該当する機器を導入する場合は除く。 ・ 移乗や移動を支援する機器であり介護テクノロジーとして「TAIS」に掲載されていない機器（床走行式リフト、天井吊り下げリフト） ・ 移乗支援の場面で使用する生産性向上に資する福祉用具（スライディングボード、スライディングシート、スライディンググローブ、スリングシート） ・ 移乗支援の場面で使用する生産性向上に資する車いす（アームサポート・フットサポートの跳ね上げ・取り外し機能付き車いす、リクライニング型車いす、ティルト・リクライニング型車いす）
②	以下の機器を導入する場合、次のア又はイのいずれかを満たすこと。 ・ 移乗支援の場面で使用する生産性向上に資する福祉用具（スライディングボード、スライディングシート、スライディンググローブ、スリングシート） ・ 移乗支援の場面で使用する生産性向上に資する車いす（アームサポート・フットサポートの跳ね上げ・取り外し機能付き車いす、リクライニング型車いす、ティルト・リクライニング型車いす） ア. 福岡県ノーリフティングケア普及促進事業の取組施設であること。 イ. 福岡県庁HPに掲載しているノーリフティングケアの実践報告会又は取組報告の動画を1つ以上視聴し、ノーリフティングケアへの取組に関する計画書を提出すること。 〈福岡県ノーリフティングケア普及促進事業〉 (掲載先: https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/care-nolift.html) 〈福岡県ノーリフティングケア普及促進事業（地域連絡協議会）〉 (掲載先: https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/care-nolift-chiiki.html)

【E (3 補助対象経費) のみ】 ※【A~F (3 補助対象経費) 共通】の①~⑨に加えて、次の要件を満たすこと。

①	介護テクノロジーをパッケージ型で導入することで、期待される効果を示すこと。
②	申請前にセンターにパッケージ型の導入内容について相談すること。 なお、相談にあたっては事前相談シートを作成し、下記の電子申請フォームまで提出すること。 〈パッケージ型導入支援 事前相談フォーム〉 (掲載先: https://aso-education.form.kintoneapp.com/public/r8dx-packagezizensoudan)
③	導入後は県のモデル事業所として、センターが主催する研修等での事例発表等に協力すること。

【別表①】

訪問介護	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 (短期利用)
(介護予防) 訪問入浴介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防) 訪問看護	(介護予防) 看護小規模多機能型居宅介護 (短期利用)
(介護予防) 訪問リハビリテーション	特定施設入居者生活介護 (短期利用)
通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用)
(介護予防) 通所リハビリテーション	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (短期利用)
(介護予防) 福祉用具貸与	居宅介護支援
(介護予防) 短期入所生活介護	介護予防支援
(介護予防) 短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	訪問型サービス (みなし)
(介護予防) 短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	訪問型サービス (独自)
(介護予防) 短期入所療養介護 (介護医療院)	訪問型サービス (独自/定率)
(介護予防) 居宅療養管理指導※	訪問型サービス (独自/定額)
夜間対応型訪問介護	通所型サービス (みなし)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	通所型サービス (独自)
(介護予防) 認知症対応型通所介護	通所型サービス (独自/定率)
地域密着型通所介護	通所型サービス (独自/定額)
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	

※居宅療養管理指導の事業所については、ケアプランデータの連携を行う計画となっている場合に限
り、「ケアプランデータ連携システム」を使用することを補助要件とする。

【別表②】

(介護予防) 短期入所生活介護	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
(介護予防) 短期入所療養介護	地域密着型介護老人福祉施設
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	介護老人保健施設
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	介護医療院
地域密着型特定施設入居者生活介護	

6 補助金の交付額

補助対象経費の実支出額に5分の4を乗じた額（千円未満切捨て）と、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分				補助率	基準額
A	①移乗支援			5 分の 4	100 万円／台
	⑤入浴支援				
	⑩インカム				
	②移動支援				30 万円／台
	③排泄支援				
	④見守り・コミュニケーション				
	⑥介護業務支援（インカム・介護ソフトを除く）				
	⑦機能訓練支援				
	⑧食事・栄養管理支援				
	⑨認知症生活支援・認知症ケア支援				
B	その他の機器				100 万円／台
C	バックオフィスソフト	アカウント数により価格が変動するソフト	職員数 1 名～10 名		100 万円
			職員数 11 名～20 名		150 万円
			職員数 21 名～30 名		200 万円
			職員数 31 名～		250 万円
		上記以外			250 万円
D	介護ソフト	アカウント数により価格が変動するソフト	職員数 1 名～10 名		100 万円
			職員数 11 名～20 名		150 万円
			職員数 21 名～30 名		200 万円
			職員数 31 名～		250 万円
		上記以外			250 万円
E	介護テクノロジーのパッケージ型の導入				1,000 万円
F	業務改善支援				48 万円

【留意事項】

- ①A及びBを導入する場合の限度台数は、利用定員数の2割の数（1台未満は切り上げ）とする。
ただし、福岡県働きやすい介護職場認証制度による認証を受けている事業所については、利用定員数の3割の数（1台未満は切り上げ）とする。

※交付申請時に福岡県働きやすい介護職場認証制度による認証を受けていることが要件となる。そのため、今年度に新たに同認証を申請する事業所は利用定員数の2割の数（1台未満は切り上げ）となるため留意すること。

（福岡県働きやすい介護職場認証制度 令和8年度の申請受付は7月下旬～8月上旬を予定）

（掲載先：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-ninsyou.html>）

- ②C又はDを導入する際の職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICT又はバックオフィスソフトの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

なお、職員数の算出に当たっては、申請時点における常勤換算方法により算出された人数とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

- ③Dを導入する場合で、かつ、別表①に定める事業所である場合、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」（「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス）により5事業所以上とデータ連携を実施する場合、基準額に5万円を加算する。

「データ連携を実施」とは、ケアプランデータ連携システムを利用して、ケアプランの送受信を行っている（または令和8年度中に予定している）ことをいう。なお、「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティ

を有するシステムとして認められたものを含む。

- ④Dを導入する場合で、導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入やWi-Fi環境整備を実施する場合、基準額に15万円を加算する。
- ⑤Eを導入する場合で、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入やWi-Fi環境整備を実施する場合、基準額に15万円を加算する。
- ⑥A～Eの補助対象経費は、以下の計算シートにより算出の上、申請すること。
(補助対象経費算出シート)
(掲載先：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigodx.html>)

7 事業実施期間

令和8年4月1日～**令和9年1月31日**まで

※本県の交付決定前に購入した機器についても、令和8年度内に契約して購入した場合であれば遡って補助対象となるが、募集期間内に受け付けた交付申請については、本県において審査した上で、採択の可否及び1件当たりの補助金交付額等を決定するため、交付決定前に購入した場合においても、申請の時点で補助が確約されるものではないことに留意すること。

※事業実施期間は令和9年1月31日まで

(上記の期間中に機器の導入や研修、業者への支払、納品まで完了する必要がある。)

8 申請案件の審査について

申請受付期間内に受け付けた案件については、本県において審査し、採択の可否及び申請1件当たりの補助金交付額等を決定する。

この際、審査に当たっては、以下の点を考慮に入れるものとし、予算額に限りがあることから、案件によっては不採択となる場合や、申請1件当たりの補助金交付額を制限する場合があること等について、予め了承されたい。

なお、申請の行われた順に優先順位をつける(先着順により決定する)ことは行わない。

ア. 介護テクノロジー導入等計画の記載内容から、事業所における業務課題の分析・抽出に基づき計画が立てられており、導入効果が高く他の介護事業所等の参考となると認められるもの。

イ. 申請者が法人であって、複数案件を申請する場合にあつては、当該法人内における案件ごとの優先順位 ※当該法人内において、案件ごとの優先順位を整理しておくこと。

ウ. 過去3年間(令和5～7年度)における、福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金・福岡県ICT導入支援事業費補助金・福岡県介護DX支援事業費補助金の取得状況(採択の優先順位を決定する際の参考とするものであり、申請を妨げるものではない。)

エ. 見守り機器、介護記録ソフト、インカムの導入を行う事業所。

9 申請手続きの流れについて

申請者	福岡県	時期
①交付申請		令和8年8月31日まで
	②審査	令和8年8月31日～令和8年10月末頃(予定)
	③交付決定	令和8年11月(予定)
④実績報告		事業完了後30日を経過した日又は令和9年1月31日のいずれか早い日まで
	⑤審査	報告書受付後随時
	⑥補助金額の確定	報告書審査完了後随時
	⑦補助金の交付	額の確定後随時～令和9年3月31日まで
⑧仕入控除税額の報告		令和10年6月30日まで
⑨業務改善報告		令和9～11年度(3年間)

【留意事項】

- ①原則として、交付決定を受けた機器の変更はできない。
- ②事業の完了した日から30日を経過した日又は令和9年1月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出する必要がある。
(期限内に提出がない場合、補助金を支払うことができない。)
- ③事業完了後、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、消費税に係る仕入控除税額報告書の提出が必要となる。
- ④補助金を受けた翌年度から3年間（令和9～11年度）、業務改善効果等の報告を行う必要がある。

10 交付申請書類

以下①～⑭の書類を添付し、**電子申請及び郵送により提出**すること。
このほか、必要に応じて、本県から追加資料の提出を求める場合がある。
なお、提出された書類は原則として返却しない。

提出書類		提出方法
①	基本情報入力シート	電子申請及び郵送
②	補助要件適合確認シート	電子申請及び郵送
③	提出書類チェックリスト	電子申請及び郵送
④	福岡県介護DX支援事業費補助金交付申請書（様式1）	電子申請及び郵送
⑤	経費所要額調書（様式1-2）	電子申請及び郵送
⑥	事業計画書（様式1-3）	電子申請及び郵送
⑦	役員一覧（様式1-4）	電子申請及び郵送
⑧	介護テクノロジー等導入計画（別紙様式（1））	電子申請及び郵送
⑨	ノーリフティングケア実施計画（別紙様式（2））（※1）	電子申請及び郵送
⑩	補助対象経費算出シート	電子申請のみ
⑪	対象経費ごとの単価及び内訳が詳細に記載された、業者等による見積書の写し（※2）	郵送のみ
⑫	支払い先口座の確認がとれる書類（※3）	郵送のみ
⑬	優先順位表（別紙様式（3））（同一法人から複数事業所の申請を行う場合のみ。）	電子申請及び郵送
⑭	債権者登録申出書（過去、県に口座登録をしたことがない場合のみ。）（※4）	電子申請及び郵送

（※1）B.「TAIS」に掲載されていないその他の機器のうち、移乗支援の場面で使用する生産性向上に資する福祉用具・車いすを申請する場合のみ提出が必要。

（※2）事業に要する経費の確認のため、提出が必要となる。以下の点に留意の上、提出すること。

- ア. 見積書の提出に当たっては、導入内容の詳細が確認できる書類を提出すること。
(〇〇の経費一式等の表記では導入内容が確認できないため、導入内容の詳細が分かるような形式とするよう導入業者と調整の上、提出すること。)
- イ. 原則として見積書には、申請外の経費は含めないこと。
- ウ. 同一法人で複数事業所の申請を行う場合、原則としてそれぞれの事業所毎に見積書を作成のうえ、提出すること。やむを得ず、法人単位で見積書を作成する場合、事業所毎に導入費用を按分し、その按分の内容が分かる書類をあわせて提出すること。（様式は任意。）

（※3）以下の点全てが確認できる箇所の写し（口座の通帳表紙の表裏両面 等）を提出すること。

【金融機関・支店名、普通・当座預金の別、口座番号、口座名義が分かる箇所】

（※4）県に口座登録がなされているかどうかの問い合わせは、一切受付・回答できないため、口座登録をしたかどうか不明な場合は、債権者登録申出書を提出すること。

（※5）導入する機器等のカタログを提出する必要はない。ただし、過去に補助実績がない機器の場合は、申請後に追加でカタログ等の提出を求める場合がある。

11 実績報告

実績報告書の提出書類、様式、方法等については、補助事業所に対し、別途通知する。

ただし、次の書類については、実績報告書の添付書類として提出が必須となることから、以下の点に留意し、事業を実施すること。

【提出書類】

本補助金による取組の確認ができる書類	
①	対象経費を注文したことが分かる書類の写し（原本不可） 【例】注文書、契約書、注文メールの写し 等 ※注文（契約）した日付の記載があるものを提出すること。 （日付の記載がないものは無効。） ※<u>口頭での発注とせず、メールや書面等により注文を行うこと。</u>
②	対象経費の支払いをしたことが分かる書類の写し（原本不可） 【例】領収書、インターネットバンキングの写し 等 ※支払の日付と金額の記載があるものを提出すること。 （日付の記載がないものは無効。）
③	対象経費の写真 ア) A. 介護ロボット又はインカム及びB. その他の機器を導入した場合 ・導入機器の台数分の写真 ※段ボールに入った状態等梱包された状態での写真は不可。必ず開封の上、写真を撮影し提出すること。 イ) C. バックオフィスソフト、D. 介護ソフトを導入した場合 ・導入したライセンス分、パソコン等の端末でバックオフィスソフト・介護ソフトを起動し、撮影した写真 ※サーバーライセンス等を導入した場合で、上記に抛り難い場合、ライセンスキーの写真、ライセンス証書の写し 等 ウ) A. 介護ロボット又はインカム、D. 介護ソフトの導入、 E. 介護テクノロジーのパッケージ型の導入に付帯して導入する機器 ・パソコン、タブレット端末、サーバー等付帯して導入した機器の台数分の写真 ※介護ソフトの導入に付帯して導入したパソコン、タブレット端末、スマートフォンは介護ソフトを立ち上げた状態で写真を撮影し提出すること。 ※段ボールに入った状態等梱包された状態での写真は不可。必ず開封の上、写真を撮影し提出すること。 ・Wi-Fi環境整備を実施した場合は、Wi-Fi環境整備のために導入した機器等（アクセスポイント、ルーター等）の台数分の写真